

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年11月12日
【会社名】	セーラー万年筆株式会社
【英訳名】	The Sailor Pen Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 中島 義雄
【本店の所在の場所】	東京都江東区毛利二丁目10番18号
【電話番号】	03(3846)2651
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 比佐 泰
【最寄りの連絡場所】	東京都江東区毛利二丁目10番18号
【電話番号】	03(3846)2651
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 比佐 泰
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 49,941,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	セーラー万年筆株式会社天応工場 (広島県呉市天応西条二丁目1番63号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) (注) 天応工場は、法定の縦覧場所ではありませんが投資家の便宜のため縦覧に供しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	1,611,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数1,000株であります。

(注) 1. 平成24年11月12日(月)開催の当社取締役会決議によるものであります。

2. 振替機関の名称及び住所

名称 株式会社証券保管振替機構

住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	1,611,000株	49,941,000	24,970,500
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	1,611,000株	49,941,000	24,970,500

(注) 1. 第三者割当の方法によります。

2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額は、24,970,500円であります。

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
31	15.5	1,000株	平成24年11月28日	-	平成24年11月29日

(注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は、会社法上の払込金額であり、資本組入額は、会社法上の増加する資本金の額であります。

3. 平成24年11月12日(月)開催の当社取締役会決議により、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに募集株式の割当予定先との間で募集株式の「引受契約」を締結しない場合は、募集株式に係る割当では行われなないこととなります。

4. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、申込期日までに募集株式の「引受契約」を締結し、払込期日までに下記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
セーラー万年筆株式会社 管理部	東京都江東区毛利二丁目10番18号

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社りそな銀行 東京営業部	東京都文京区後楽二丁目5番1号

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

（1）【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
49,941,000	6,800,000	43,141,000

（注）1．発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2．発行諸費用のうち主なものは、実務支援業務報酬380万円、割当先調査費用220万円、及び登記費用、手数料80万円です。

（2）【手取金の使途】

今回行う資金調達については、本新株式の発行価額の総額49,941,000円から、発行諸費用概算額6,800,000円を差し引いた手取概算額43,141,000円となります。

本新株式による資金調達の使途につきましては、文具事業について、ボールペンの新商品開発及びその生産設備への投資に12百万円、ロボット事業につきましても、主力の射出成形取出口ロボットの新品開発に12百万円の投資を予定しております。

また、新規事業であるデジタルコンテンツ事業としては、デジタルアーカイブ事業のためのシステム開発及び販売に10百万円、スマートフォン・タブレット端末向け高性能タッチペン（スタイラスペン）の開発及び販売に10百万円を予定しています。

調達された資金は支出されるまでは銀行預金とし、安定的に管理してまいります。

調達する資金の支出予定時期

具体的な資金使途		金額	支出予定時期
ロボット事業	取出口ロボット新製品開発	12百万円	平成24年12月～平成25年6月
文具事業	ボールペン新商品開発及び生産設備	12百万円	平成24年12月～平成25年6月
デジタルコンテンツ	デジタルアーカイブ事業のためのシステム開発及び販売	10百万円	平成24年12月～平成25年6月
デジタルコンテンツ	スマートフォン、タブレット端末向け高性能タッチペン（スタイラスペン）の開発及び販売	10百万円	平成24年12月～平成25年6月

なお、同時に募集する平成24年11月12日（月）開催の当社取締役会において決議された、第三者割当により発行される第3回新株予約権（以下、別件新株予約権という）の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は488,664,859円であり、手取概算額475,464,859円となります。

発行諸費用は、新株発行と新株予約権発行の双方に関して発生した費用であります。按分が困難である費用については、新株予約権発行に計上しております。

新株式発行と新株予約権発行に係る差引手取概算額

	払込金の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
新株式	49,941,000円	6,800,000円	43,141,000円
新株予約権	438,723,859円	6,400,000円	432,323,859円
計	488,664,859円	13,200,000円	475,464,859円

第2【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

平成24年11月12日開催の取締役会において決議された別件新株予約権発行の概要

- (1) 新株予約権の総数：1,279個
- (2) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数：当社普通株式12,790,000株（1個当たり10,000株）
- (3) 発行価額：3,863,859円（新株予約権1個当たり3,021円）
- (4) 割当日：平成24年11月28日
- (5) 払込期日：平成24年11月29日
- (6) 新株予約権の行使に際して払い込む金額の価額：434,860,000円（1株当たり34円）
- (7) 権利行使期間：平成24年11月30日から平成27年11月29日
- (8) 増加する資本金及び資本準備金の額：増加する資本金の額は会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときには、その端数を切上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (9) 第三者割合による割当予定先：割当予定先であるOakキャピタル株式会社に割当てる本新株予約権の目的である株式の総数は11,340,000株、調達予定額は、388,985,814円であります。また、太原正裕氏に割当てる本新株予約権の目的である株式の総数は、1,450,000株、調達予定額は49,738,045円であります。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要	名称	株式会社アクトオオスギ
	本店所在地	東京都江戸川区東葛飾6-6-3
	代表者の役職及び氏名	代表取締役 中田 修一
	資本金	10百万円
	事業の内容	不動産賃貸・売買・管理運営、レストラン経営、その他
	主たる出資者及び出資比率	中田 修一 100%
b. 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。

a . 割当予定先の概要	氏名	北川 博文
	住所	東京都豊島区
	職業の内容	議員秘書
b . 提出者と割当予定先との関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。

a . 割当予定先の概要	氏名	山田 芳剛
	住所	東京都渋谷区
	職業の内容	株式会社サークルシステム 代表取締役
b . 提出者と割当予定先との関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。

a . 割当予定先の概要	氏名	松岡 純孝
	住所	東京都渋谷区
	職業の内容	投資家
b . 提出者と割当予定先との関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。

c . 割当予定先の選定理由

下記「6(1)」の通り、新商品開発及び新規の事業展開のための資金調達を行うにあたり、第三者割当の方法による新株式の発行が最善の資金調達であると判断いたしました。

割当予定先の選定にあたっては、当社の置かれている現状や、経営の課題、基本方針に基づく今後の展望（特にデジタルコンテンツ事業への新たな展開の必要性等）について十分ご理解いただき、当社の企業価値向上に真摯に取り組んでくださる投資家を選定の基準として、複数の有力先と接触を重ねました。そのなかで、当社のフィナンシャルアドバイザーである優成コンサルティング株式会社（以下、「優成コンサル」といいます。）からの斡旋による法人1社及び個人投資家3名（株式会社アクトオオスギ、北川博文氏、山田芳剛氏、及び松岡純孝氏が割当予定先の候補に上がり、当社は、最終的な面談ならびに資産の調査、反社調査などを行ったうえ、上記候補先を本新株式の割当予定先に決定いたしました。

株式会社アクトオオスギは、不動産業を主業とし、現在従業員約70人、連結売上高4億円以上の法人であり、現社長は、ご尊父から引継いで事業を行っておられます。ヒアリングを通じ、現社長が先代から引継いだ事業を堅実に経営されてきたこと、当社の新規事業等による将来性にご大変期待していただいていることを確認できたこと、また、決算書をご提出頂き、同社が決算内容においても十分な剰余金を有し、現預金も手厚いことを確認できたことから、割当予定先に選定いたしました。なお、貸しビルの店子の一部にクラブ・スナックなどの飲食店があるものの、3ヶ月毎の警察開催反社関係講習会に毎回参加していること、契約前には銀行に信用照会を行っていることなどを伺い、また、各店子と賃貸契約時に締結してい

る「反社会勢力ではないことに関する表明・確約書」において、万一契約に反していることが判明した場合に賃貸契約を解除できる条項があることなどを確認させて頂いています。

北川博文氏は、20年以上議員秘書を務められ、政策立案のための調査や支持者との連絡・調整を担当されておられます。投資経験も15年以上あるとの紹介を優成コンサルから受けています。弊社社長の中島は当該議員と学生時代からの知己で、ともに昭和41年中央官庁に就職し、勉強会を重ねてきた間柄であり、その関係から北川氏についても親交がありました。同氏からは、中島が議員会館の議員事務所内で面談し、その際、当社の経営方針やIT関連の新規事業にアドバイスを頂くなど、同氏が、経験を生かした幅広い見識と人脈をもたれていること、安定した収入を得て資金的にも問題ないことを確認し、割当予定先に選定いたしました。

山田芳剛氏は、株式会社サークルシステムの代表取締役を務めておられます。同社はシステム開発やウェブデザインを手掛けている会社です。システムエンジニアである同氏が過去に独立して同社を設立し、現在従業員はSEの派遣社員を含めて40名程度です。ヒアリングを通じ、同氏の堅実な人柄とITに関する知識を確認し、当社のIT関係の新規事業に対し将来的な協業を期待して、割当予定先に選定いたしました。

松岡純孝氏は、長年保険会社に勤務され、現在は引退して、不動産売買等で培った豊富な資産を生かして投資活動をされておられます。当社は、同氏の落ち着いた人柄と十分な資金を確認し、投資に関する豊富な知識から、財務について適切なアドバイスをいただけることを期待して、割当予定先に選定いたしました。

d．割り当てようとする株式の数

割当先	割当株式（普通株式）数	調達予定額
北川 博文	645,000株	19,995,000円
株式会社アクトオオスギ	322,000株	9,982,000円
山田 芳剛	322,000株	9,982,000円
松岡 純孝	322,000株	9,982,000円
合計	1,611,000株	49,941,000円

e．株券等の保有方針

今回の割当予定先の投資目的は純投資であり、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がないこと及び可能な限り市場動向に配慮しながら取得した当社株式の売却をしていく旨の表明を受けております。

f．払込みに要する資金等の状況

払込みに要する資金につきましては、各割当予定先の財務状況についてヒアリングを行い、本新株式の払込にかかる資金が自己資金であることを確認しております。また、株式会社アクトオオスギからは、決算書ならびに残高証明書をご提出いただき、十分な資金を有しておられることを確認させて頂きました。北川博文氏につきましては、預金通帳の写しで資金を確認させて頂いております。山田芳剛氏につきましても、預金通帳の写し及び昨年度の確定申告書をご提出いただき、十分な資金を有しておられることを確認しております。同様に、松岡純孝氏につきましても預金通帳の写しをご提出頂き、十分な資金をもたれていることの確認をさせて頂いております。当社は、これらの確認に基づき、各割当予定先の資金の確保について、特段の問題はないものと判断いたしました。

なお、各割当予定先からは、本新株式に係る払込みについて、払込期日に全額払い込むとの確約書をいただいております。

g . 割当予定先の実態

当社は、割当予定先の決定にあたり、調査会社ＪＰリサーチ&コンサルティングに調査を依頼して、株式会社アクトオオスギにつきましては、当該割当予定先及び当該割当予定先の役員又は主要株主（主な出資者）が、反社会的勢力とは一切関係がないことを確認し、また、北川博文氏、山田芳剛氏、並びに松岡純孝氏の各氏につきましても、反社会的勢力とは一切関係がないことを確認しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

本新株式の発行価額は、各割当予定先との協議の結果、本件第三者割当に係る取締役会決議日の直前営業日である平成24年11月9日の東京証券取引所市場第二部における当社普通株式の終値34円を基準に、発行価額を31円といたしました。ディスカウント率につきましては、当社の業績動向、財務状況、株価動向等を勘案し割当予定先と協議した上で総合的に判断して7%（小数点以下切り捨て）としております。

なお、当該直前営業日までの1ヶ月間の終値平均33.83円に対する乖離率は8.37%、当該直前営業日までの3ヶ月間の終値平均34.94円に対する乖離率は11.28%、当該直前営業日までの6ヶ月間の終値平均35.62円に対する乖離率は12.97%となっております。

本新株式の発行価額の算定方法について、取締役会決議日の前日終値を基準として採用いたしましたのは、平成24年11月8日に第3四半期決算の発表を行い、当該決算内容が反映された株価が、直近の市場価格として、当社の株式価値をより適正に表していると判断したためであります。また、かかる発行価額につきましては、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にも準拠しております。

以上のことから当社は、本新株式の発行価額が適正かつ妥当な価額であり、有利発行には該当しないものと判断いたしました。この判断に基づいて、当社取締役会では、このたび調達する資金を設備投資・開発資金に充当し、収益性の向上による早期の業績回復及び財務体質の改善という今回の資金調達の目的、他の調達手段の選択肢を考慮するとともに、本新株式の発行条件について十分に討議、検討を行い、出席取締役全員の賛成により本新株式につき決議いたしました。

なお、当社監査役3名全員（社外監査役2名）から、本新株式の発行価額が日本証券業協会「第三者割当増資等の取扱いに関する指針」の規定内であることから、それ自体で特に割当予定先に有利な金額ではなく、有利発行には該当しないとの意見を得ております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

今回の本新株式発行による株式数1,611,000株及び別件新株予約権の目的である株式の総数12,790,000株を合わせた14,401,000株に係る議決権数は14,401個となり、当社の総議決権数57,134個（平成24年6月30日現在）に占める割合が25.21%となることから、今回の第三者割当増資は、割当議決権数が総株主の議決権数の25%を上回っており、「企業内容等の開示に関する内閣府令 第2号様式 記載上の注意（23-6）」に規定する大規模な第三者割当に該当します。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数 に対する所有 議決権の 割合	割当後の所 有株式数 (千株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
O a kキャピタル株式会社	東京都港区赤坂八丁目10-24	120	0.21%	11,460	16.02%
Daiwa CM Singapore Ltd. Nominee Ko Hong Myong (大和証券株式会社)	6 SHENTON WAY #26-08 DBS BUILDING TOWER TWO SINGAPORE 068809 (千代田区丸の内一丁目9-1)	3,014	5.28%	3,014	4.21%
セーラー万年筆取引先持株 会	東京都江東区毛利二丁目10-18	1,756	3.07%	1,756	2.45%
太原 正裕	東京都板橋区	-	-	1,450	2.03%
株式会社りそな銀行	大阪府大阪市中央区備後町二丁 目2-1	1,374	2.40%	1,374	1.92%
早川 秀樹	愛知県清須市	1,048	1.83%	1,048	1.47%
CREDIT SUISSE AG ZURICH (株式会社三菱東京UFJ 銀行)	CH Uetlibergstrasse 231 P.O. Box 600 CH-8070 Zurich Switzerland (千代田区丸の内二丁目7-1)	900	1.58%	900	1.26%
北川 博文	東京都豊島区	-	-	645	0.90%
三共生興株式会社	大阪府大阪市中央区安土町二丁 目5-6	600	1.05%	600	0.84%
石亀 啓道	静岡県静岡市	600	1.05%	600	0.84%
計	-	9,412	16.47%	22,847	31.94%

(注) 1. 平成24年6月30日現在の株主名簿を基準として、本新株式の発行並びに別件新株予約権の権利行使を勘案して記載をしております。第1回及び第2回新株予約権未行使分による潜在株式は、「企業内容等の開示に関する内閣府令第2号様式 記載上の注意(23-6)」により、発行から6ヶ月以上経過しているため、考慮しておりません。

2. O a kキャピタル株式会社は、現在当社株式を12万株所有しており、この表は、それを含んでいます。株式会社アクトオオスギ、個人投資家山田芳剛氏、松岡純孝氏、北川博文氏、及び太原正裕氏は、現在、当社株式の保有がありません。各割当先につきましては、当社株式の保有方針は純投資であり、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がないことの表明を受けております。したがって、今後において、当社の経営体制に変更が生じる可能性は極めて低いものと判断しております。

3. 株式会社アクトオオスギおよび個人投資家山田芳剛氏、松岡純孝氏につきましては、割当後の所有株式数がそれぞれ322千株、議決権数の割合は、それぞれ0.45%となります。

6【大規模な第三者割当の必要性】

(1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由及び当該第三者割当による既存の株主への影響についての取締役会の判断の内容

なお、本届出書は、株式募集に関するものですが、本項目につきましては、その性質上、同時に募集を行う別件新株予約権募集を含めて記述しております。

わが国経済は、昨年発生した東日本大震災の影響から抜け出し、徐々に明るさが見え始めて来ましたが、欧州危機に端を発した海外市場の減速により、先行き不透明な状態となっております。これに対し、当社グループは前期まで5期連続赤字と厳しい経営状態が続いておりましたが、昨年からの各事業部において実施している構造改革の成果が徐々に始まり、当第3四半期連結決算は売上高4,815百万円、営業損失26百万円と、前年同期売上高4,753百万円、営業損失397百万円から大幅改善しました。今後も引き続き経営改革を進め、今期末は6期ぶりの黒字決算を見込んでおります。

今後も構造改革を進め、コストダウンに努めてまいります。来期以降、更なる業績の向上と将来の発展を目指すためには、国内企業のみならず海外企業とも十分競争して行けるだけの新製品開発を行っていくことが必要不可欠であると認識しております。

ロボット機器事業におきましては、注力してまいりました中国市場において、このところやや景気の減速感が見られるものの、中国をはじめとする新興各国におきましては、経済発展による人件費の高騰や品質向上の要求により、人手を要する工程をロボット化するニーズは強くなってきており、活発な引き合いが寄せられています。これらの旺盛な引き合いを受注に繋げるためには、昨年より中国市場において製造を開始した射出成形機用取出口ボット「RZ-X」機を廉価版から高性能版までシリーズ化することによる、幅広いニーズへの対応力強化が必要です。そのため、取出機本体、ユーザーインターフェースであるコントローラー、タッチパネル、多彩な動作を実現するコントロールボードなどのハードウェア、使いやすさ・わかりやすさに着目したオペレーションソフト等の開発を進めていきます。同時に、ユーザーに安心して取出機を使ってもらうため、中国国内や東南アジア各国におけるサービス拠点を充実させ、サービス体制を確立していく予定であります。

文具事業におきましては、少子化の影響やデジタル機器の普及などにより、国内市場が停滞を続ける厳しい環境の中、昨年より主に経費削減、不採算製品の絞り込み等により部門損益の改善に取り組んでまいりました。その結果は徐々に現れてきていますが、今後さらなる成長につなげていくためには、魅力的な新製品を開発していくとともに、生産性向上のための設備投資を実施していくことが重要です。そのため、安定した売上の見込めるギフト市場を中心に新製品を投入し、基幹システムの更新、主力工場である天応工場の設備投資を行います。更に、ユーザーサービス充実のための戦略的物流システム構築を行います。

次に、デジタルコンテンツ事業におきましては、これらを当社の新たな中期的育成分野と定め、システム開発を進めてまいります。パソコン及びプリンターの普及、更にはスマートフォン、タブレット等のデジタル機器の普及により、オフィスでもプライベートでも文具という概念が大きく変わりつつあり、国内筆記具事業は、中長期的に高い成長を見込むことが難しい状況にあります。そのような中、「電子文具市場」が新たな市場として注目を集めています。また、国内の学校ではタブレットを使用したデジタル教科書等が検討されるように、文具ばかりでなく教材についても、デジタル化の流れが大きく進みつつあります。「音声ペン」により電子文具に参入した当社は、今後さらに拡大していくスマートフォンやタブレット市場に対応するデジタルコンテンツ市場に本格的に参入いたします。デジタルコンテンツ事業は、「記録する」「保管する」「閲覧する」といった筆記具の機能をデジタルに置き換えていくものであり、これに対応できる機能的な電子文具類の早期の商品化を当社の経営戦略の柱として取り組む考えです。

デジタルアーカイブ(digital archive)は、博物館、美術館、公文書館や図書館の収蔵品を始め、有形・無形の文化資源等を、デジタル化して保存等を行うことです。当社では、法律事務所や設計事務所等の保存文書や古い図面等のデジタル化、学校・塾・予備校等での答案のデジタル化、昔の卒業アルバムや記念誌等のデジタル化等、より民生に近い分野での事業化を計画しています。デジタル化することによって、ネットワーク等を通じた利用も容易となり、また、オリジナルが保護できる利点もあります。

スタイラスペン(タッチペン)は、スマートフォンやタブレットに使用するペンで、これまで筆記具で培ってきた技術にもっとも近いものですが、市場に本当に使いやすいものが出ていないため、導入が待たれています。

デジタルカタログ(digital catalog)は、デジタル化の機能を発行済みの紙製カタログに応用するものです。デジタル化することで、分類・整理でき、閲覧・検索も簡単になります。更には、動画や音声等を付加することも可能です。

音声ペンは、当社が一昨年から市場導入して、外国語の観光案内や商品案内などを中心に徐々に普及してきていますが、教育分野や介護分野への引き合いも増えており、機能を高めることで、さらなる売上の積み上げが期待できます。

ところで、黒字化からさらに中期的な利益成長を達成するためには、上述のような設備投資・開発投資を実行することが不可欠であります。当社は十分な資金を有しているとは言えず、早期に資金調達を行う必要があります。資金調達にあたっては、当社の現在の財務状況から銀行借入れの増加は難しいため、直接金融での資金調達を行うことといたしました。直接金融による調達手段には、公募増資、株主割当での発行という方法も有りますが、当社の状況や昨今の金融情勢等を考慮すると必要な資金が集まる可能性は少ないと考えられることから、これらの方法による資金調達手法の採用は見送り、一方、第三者割当による資金調達は機動的な資金調達方法であることから、この第三者割当による新株式の発行で資金調達を模索することといたしました。新株予約権の発行による資金調達の併用を選択いたしましたのは、新株予約権の行使が、株価が上昇した場合にのみ段階的に実施され、一度に大量の新株を発行しないため、新株発行による既存株式の希薄化が軽減される点で優位性があると判断したことによりです。

なお、株式発行による資金調達により新製品開発及び新事業展開を進めることで企業価値を高め、新株予約権行使による更なる事業展開に繋げる予定であります。

以上のように総合的に検討した結果、当社取締役会は、新株式及び新株予約権の発行による資金調達が最善であると判断し、総額約5億円の資金調達を行うことと決定いたしました。

(2) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

今回の本新株式発行による株式数1,611,000株及び別件新株予約権の目的である株式の総数12,790,000株を合わせた14,401,000株に係る議決権数は14,401個となり、当社の総議決権数57,134個(平成24年6月30日現在)に占める割合が25.21%となることから、相応の株式の希薄化につながることであります。

しかしながら、当社の将来の発展を目的とする、設備投資・開発費等の資金に充当することにより業績向上が図れることなどから、今回の資金調達については、中長期的な視点から今後の安定的な会社運営を行っていくために必要な資金調達であり、開発の規模及び新事業の性質を考慮すると、上記規模の資金が必要であります。発行数量及び株式の希薄化の規模はかかる目的達成のうえで、合理的であると判断いたしました。

本新株式及び別件新株予約権の発行による資金調達は、割当議決権数が総株主の議決権数の25%を上回っており、「企業内容等の開示に関する内閣府令 第2号様式 記載上の注意（23-6）」に規定する大規模な第三者割当に該当します。また、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規定第432条第2号に規定される経営者から一定程度の独立した者による当該割当の必要性及び相当性に関する客観的な意見の入手を要することになります。そこで、社外取締役1名及び社外監査役2名に対して調達の必要性及び相当性について客観的な意見を求めるため、今回の資金調達の内容及び資金調達を行う理由について可能な限り詳細な説明を行いました。

その結果、平成24年11月12日付で社外取締役1名（米本光男）及び社外監査役2名（元木祐司、西村武）から、当社の置かれた現状に照らして資金調達は必要であり、また、発行数量及び株式の希薄化に関し、開発の規模及び新事業の性質を考慮すると、上記規模の資金が必要であり、当該開発及び事業推進による業績回復、更には自己資本の充実及び財務健全性の強化による安定的な事業運営、資金調達の柔軟性向上及び安定的な金融機関との取引継続の実現に寄与することが期待されるため、株式の希薄化の規模は、その必要性及び相当性に関して適切であるとの意見を得られました。

なお、本件第三者割当は支配株主との取引等に該当しません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」の第99期有価証券報告書に記載された「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後本有価証券届出書提出日（平成24年11月12日）までの間に生じた変更その他の事由は以下のとおりであります。以下に掲げた内容は、当該有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」の変更及び追加箇所を記載したものであり、当該箇所に下線を付しております。なお、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（平成24年11月12日）現在においてもその判断に変更はなく、また、文中の将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成24年11月12日）現在において当社グループが判断したものであります。

4「事業等のリスク」

(1)～(5)略

(6) 第三者割当による新株式発行及び新株予約権発行

株式価値の希薄化に関わるリスク

平成24年11月12日開催の当社取締役会において、株式会社アクトオオスギ、個人投資家北川博文氏、山田芳剛氏、松岡純孝氏を割当予定先とする第三者割当増資、及びOakキャピタル株式会社と太原正裕氏を割当予定先とする第三者割当による新株予約権の発行を行うことを決議いたしました。当社の総議決権数は57,134個（直前の基準日である平成24年6月30日現在）であり、今回、第三者割当増資による株式数1,611,000株及び新株予約権の目的である株式の総数12,790,000株を合わせた14,401,000株に係る議決権数は14,401個となり、当社の総議決権数に対する希薄化率は25.21%（発行後及び行使後の総議決権数に占める割合は20.13%）となり、相応の株式価値の希薄化につながる事になります。

大株主としての経営権について

平成24年11月12日開催の当社取締役会において、Oakキャピタル株式会社を割当予定先とする第三者割当による新株予約権の発行を行うことを決議いたしました。当該新株予約権が全て行使された場合、同社は、発行後の総議決権数の16.02%を占める大株主となります。しかしながら、同社につきましては、当該新株予約権の行使により取得する当社株式の保有目的は純投資であり、取得する当社株式を原則として長期間保有する意思を有しておらず、同社は、可能な限り市場動向に配慮しながら、当社株式を売却していく旨の表明を行っております。よって今後において会社の経営体制に変更が生じる可能性は極めて低いものと判断しております。

ただし、市場売却が困難な場合等には、同社が当社株式を長期間保有する可能性があります。

資金調達に関わるリスク

当社は平成24年11月12日開催の当社取締役会において、当社の将来の発展を目的とする、設備投資・開発費の資金の確保を目的として、Oakキャピタル株式会社及び太原正裕氏を割当予定先とする第三者割当による新株予約権の発行を行うことを決議いたしました。当該新株予約権については、その性質上、行使価額が市場価額を上回っている状況においては、行使が進まない状況になり、このような状況が継続する場合は、資金需要に沿った調達が困難になる可能性があり、その場合においては、収益性の向上による早期の業績回復及び財務体質の大幅な改善に支障をきたす可能性があります。

2. 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第99期事業年度）の提出日以降、本有価証券届出書提出日までの間に
おいて、以下の臨時報告書を提出しております。

1 提出理由

平成24年3月29日開催の当社第99回定時株主総会において決議事項が決議されたので、金融商品取引法第24条の5第4
項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであり
ます。

2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成24年3月29日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 監査役2名選任の件

監査役として、小島一之、西村武の2名の選任をお願いするものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並 びに当該決議の結果

議案	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	賛成率 （％）	可決要件	決議結果
第1号議案	18,856	364	0	93.59	（注）1	可決
第2号議案					（注）2	
小島 一之	19,288	373	0	95.73		可決
西村 武	19,264	397	0	95.61		可決

（注） 各決議事項が可決されるための要件は次のとおりであります。

1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権
の3分の2以上の賛成であります。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権
の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを集計したこと
により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、
賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第99期)	自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日	平成24年3月29日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第100期第3四半期)	自 平成24年7月1日 至 平成24年9月30日	平成24年11月8日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年11月8日

セーラー万年筆株式会社
取締役会 御中

監査法人日本橋事務所

指定社員
業務執行社員 公認会計士 森岡 健二 印指定社員
業務執行社員 公認会計士 遠藤 洋一 印指定社員
業務執行社員 公認会計士 千保 有之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているセーラー万年筆株式会社の平成24年1月1日から平成24年12月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成24年7月1日から平成24年9月30日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成24年1月1日から平成24年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、セーラー万年筆株式会社及び連結子会社の平成24年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は当第3四半期連結累計期間において前年同期と比較して営業赤字幅が減少したものの、前連結会計年度まで連続して損失を計上し、営業キャッシュ・フローも2期連続してマイナスとなっていることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。

なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。

四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成23年3月30日

セーラー万年筆株式会社

取締役会 御中

監査法人日本橋事務所

指定社員 業務執行社員	公認会計士	森岡 健二	印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	遠藤 洋一	印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	千保 有之	印

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているセーラー万年筆株式会社の平成22年1月1日から平成22年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、セーラー万年筆株式会社及び連結子会社の平成22年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前々連結会計年度2億8千4百万円、前連結会計年度4億2千1百万円の営業損失を計上し、また、当連結会計年度においては2億5千9百万円の営業損失及び10億6千7百万円の当期純損失を計上し、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。

なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表に反映されていない。

2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成23年3月14日に第三者割当による第2回新株予約権を発行した。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、セーラー万年筆株式会社の平成22年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、セーラー万年筆株式会社が平成22年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成24年3月29日

セーラー万年筆株式会社

取締役会 御中

監査法人日本橋事務所

指定社員
業務執行社員 公認会計士 森岡 健二 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 遠藤 洋一 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 千保 有之 印

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているセーラー万年筆株式会社の平成23年1月1日から平成23年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、セーラー万年筆株式会社及び連結子会社の平成23年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

継続企業の前提に関する事項に記載されているとおり、会社は過年度の連続した損失計上に引き続き、当連結会計年度においても5億8千9百万円の営業損失及び7億4千9百万円の当期純損失を計上し、また、前連結会計年度に引き続き、当連結会計年度においても営業キャッシュ・フローがマイナスとなっていることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。

なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表に反映されていない。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、セーラー万年筆株式会社の平成23年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、セーラー万年筆株式会社が平成23年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成23年3月30日

セーラー万年筆株式会社

取締役会 御中

監査法人日本橋事務所

指定社員
業務執行社員 公認会計士 森岡 健二 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 遠藤 洋一 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 千保 有之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているセーラー万年筆株式会社の平成22年1月1日から平成22年12月31日までの第98期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、セーラー万年筆株式会社の平成22年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前々事業年度2億5千1百万円、前事業年度4億1千8百万円の営業損失を計上し、また、当事業年度においては2億6千6百万円の営業損失及び10億6千2百万円の当期純損失を計上し、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。

なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。

財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。

2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成23年3月14日に第三者割当による第2回新株予約権を発行した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成24年3月29日

セーラー万年筆株式会社

取締役会 御中

監査法人日本橋事務所

指定社員
業務執行社員 公認会計士 森岡 健二 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 遠藤 洋一 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 千保 有之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているセーラー万年筆株式会社の平成23年1月1日から平成23年12月31日までの第99期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、セーラー万年筆株式会社の平成23年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

継続企業の前提に関する事項に記載されているとおり、会社は過年度の連続した損失計上に引き続き、当事業年度においても5億8千8百万円の営業損失及び7億4千万円の当期純損失を計上し、また、前事業年度に引き続き、当事業年度においても営業キャッシュ・フローがマイナスとなっていることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。

なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。

財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。